「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」

平成31年2月 北海道教育委員会

#### 北海道いじめの防止等に向けた取組プラン

#### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る」ものです。

いじめの防止等の取組を推進していくためには、児童生徒の善意に基づく行為であっても意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合があることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれること、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることなどを十分理解の上、児童生徒の尊厳を保持することの重要性に鑑み、いじめの防止、早期発見、早期対応に向けた取組を着実に実行していくことが必要です。

道においては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成26年4月に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行し、同年8月には、「北海道いじめ防止基本方針」を策定したところであり、平成30年2月には施行後3年を目途とする条例の見直し規定に基づき、道の基本方針を改定しました。

道の基本方針は、北海道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や、具体的な取組内容を示したものであり、計画的、かつ着実に取組を実行していく必要があることから、この度、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」を策定することとしました。

道教委としては、この「取組プラン」に沿って、いじめの防止等に向けた取組を実行するとともに、毎年度、評価・検証を行いながら、学校、家庭、地域住民、行政、その他関係者等と連携・協力し、いじめの防止等に向けた取組を進めていきます。

目 次
- <b>ロ                                   </b>
1 いじめの認知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2 いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3 いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4 いじめの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
5 いじめの重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・13
6 その他必要ないじめの防止等対策・・・・・・・・・・・・・・15
年次計画一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

年次計画一覧・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
【凡 例】	
┆○法律等 ┆「対策推進法」・・・・・・	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
「条例」・・・・・・・・	北海道いじめの防止等に関する条例 (平成26年北海道条例第8号)
「国の基本方針」・・・・・	いじめの防止等のための基本的な方針(国)
「道の基本方針」・・・・・	北海道いじめ防止基本方針
「ガイドライン」・・・・・	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
; ¦ ○調査・用語等	
「総務省調査」・・・・・・	いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書
¦ ¦「平成29年度問題行動等調査」	(平成30年3月 総務省行政評価局) 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の
	諸課題に関する調査
「抽出ヒアリング」・・・・・	北海道いじめ問題審議会委員による学校を抽出して行っ たヒアリング
「H29アンケート調査」・・・	平成29年度に道教委が市町村教育委員会や学校を抽出し
「1120マンケート調本」	て行ったいじめの防止等に関するアンケート調査
¦ 「H30アンケート調査」・・・ ¦	平成30年度に道教委が市町村教育委員会に対して行ったいじめの防止対策等に関するアンケート調査
「道教委独自調査」・・・・・	毎年度、道教委が独自にいじめ防止対策等に関して実施し
「いじめの重大事態調査報告書」	ている調査 北海道いじめ問題審議会が作成したいじめの重大事態調査
;   「从郊東明家 <i>土 」</i> 」。。。	報告書 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム
: 「外部専門家チーム」・・・・ : 「地域の専門家  ・・・・・・	北海道いしめ问題等解決文援外部等口象テーム 地域の医療や福祉、法律等に携わる又はその経験を有する者
「取組プラン」・・・・・・	北海道いじめの防止等に向けた取組プラン

## 北海道いじめの防止等に向けた取組プランについて

#### - 取組プラン策定の目的

道の基本方針は、北海道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や、具体的な取組内容を示したもので、家庭(保護者)の責務や地域の役割、学校の設置者や学校が実施すべき施策を規定しており、関係機関との連携が必要な施策も含め、取組内容も多岐にわたることから、こうした施策について継続的かつ長期的に取り組み、児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができる環境の確保を目的として、本取組プランを策定するものです。

#### - 取組プラン策定の経緯 —

・平成30年 6月11日 第1回北海道いじめ問題審議会において協議

・平成30年 7月23日 北海道いじめ問題審議会委員による学校抽出ヒアリング

~ 8月10日

・平成30年 8月 市町村におけるいじめの防止対策等に係るアンケート調査

・平成30年 8月27日 北海道いじめ問題対策連絡協議会において意見聴取

・平成30年11月19日 第2回北海道いじめ問題審議会において協議

#### - 取組プランの概要

- 取組プランについては、道内のいじめの防止等の対策における現状と課題を踏まえ、道 の基本方針に規定した施策について、
  - ・ 長期的、かつ継続的な取組が必要なものや関係機関との連携が必要な取組のうち、重点的に取り組む必要があるもの
  - ・ 学校における取組を円滑に進めるために行う学校設置者としての取組 を規定するものとし、次の6つの大項目ごとに、具体的な取組内容や年次計画、取組後の 目標指標を定めます。
    - 1 いじめの認知
    - 2 いじめの未然防止
    - 3 いじめの早期発見
    - 4 いじめの対応
    - 5 いじめ重大事態への対応
    - 6 その他必要ないじめの防止等対策
    - ※ 「その他必要ないじめの防止等対策」については、上記1~5以外に、テーマを決めて、重点的に取組を行うもの。

#### - 取組プラン期間

○ 道の基本方針は、条例の規定を踏まえ、現時点(平成31年2月)において、平成35年度に改定を予定していることや、北海道教育推進計画における計画期間(H30~H34)を考慮し、取組プラン期間については、平成30年度~平成34年度とします。

## **- PDCAサイクルによる評価・検証 ―――**

○ 毎年度、「北海道いじめ問題審議会」において、道内におけるいじめの現状や学校における学校いじめ防止基本方針に基づいたいじめの防止等の対策の成果や課題等を踏まえ取組の評価、検証を行い、その結果を次年度以降の取組プランに反映させるものとします。

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

- ・ 総務省が平成28年2月から平成30年3月にかけて、全国の教育委員会や学校を抽出して行った調査によると、「いじめの正確な認知が不十分な状況がみられ、学校において、 法のいじめの定義を限定的に解釈し、いじめの認知漏れがみられた」とされている。
- ・ 総務省調査において、いじめの認知漏れと考えられる事案においては、「継続性」の要素がないため、認知しなかったものや、「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差の要素がないため、認知しなかったもの、事案の「悪質性」や「緊急性」、被害児童生徒の心身の苦痛の度合い、加害児童生徒の「悪意」等に着目して認知しなかったものがみられたとされている。
- ・ 平成29年度問題行動等調査においては、道内のいじめを認知していない学校の割合は、 全国の平均より22.3ポイント高い数値となっている。

<いじめを認知していない学校の割合>

北淮	道	46.8%
全	囲	24.5%

※ 北海道は、公立の小・中・高・特別支援学校 全国は、国公私立小・中・高・特別支援学校

・ H30アンケートにおいても、いじめの認知に関して、94.9%の教育委員会が「学校ではいじめの定義に従って正確に認知をしており、課題はない」としている。

#### 【課題】

- 抽出ヒアリングにおいても、一部の学校において、いじめの正確な認知が行われていないと考えられる事案が見受けられた。
- 学校において、いじめの正確な認知が進まない現状について、次のような要因が考えられる。
  - ・教職員が、関係児童生徒に指導し見守りを継続することで解決できるものは「いじめとはしない」と考えていること
  - ・法の定義に沿っていじめを認知した場合、「被害児童生徒」、「加害児童生徒」の保護者への説明や学校の対応について、当該の保護者から理解を得ることが難しい事案もあること
- こうしたことから、市町村教育委員会や学校の教職員、保護者のいじめに対する認識、 理解を深め、いじめを正確に認知することが、法や条例が機能するための第一歩であることについての周知等を積極的に行う必要がある。

#### (2) 具体的取組内容

#### いじめに対する理解の深化

・ 教職員や保護者のいじめに対する認識を把握するためのアンケート調査の実施、及び アンケート結果を活用した法や条例等の正しい理解やいじめに対する認識を深めるため の取組の促進

(「道の基本方針」23p)

・ 学校のいじめ防止基本方針やいじめに対する取組について、保護者の理解を図るため、 入学式や各年度の開始時にいじめに関する相談窓口の周知を行うとともに、資料を配付 し、説明を行うなどの取組の促進

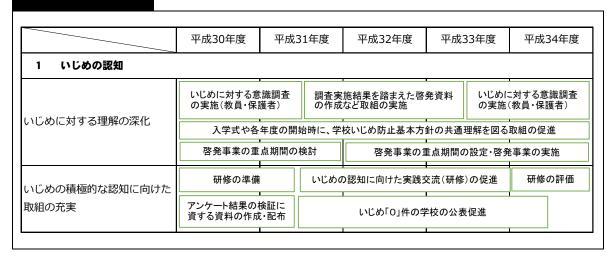
(「道の基本方針」28 p)

・ 道内におけるいじめの防止等の機運醸成を図るための啓発事業の重点期間の設定

#### いじめの積極的な認知に向けた取組の充実

- ・ 各学校におけるいじめの積極的な認知に向けて、いじめとして認知すべき具体例を示すとともに、教員同士が自校の実情について協議し合う機会の設定や、協議結果を踏まえた学校における研修の充実促進
- ・ 学校において、いじめを見逃すことのないよう、アンケート調査や個人面談の実施後、 管理職を含めたいじめ対策組織が、それらの結果の検証を適切に行うための留意点をま とめた資料の作成・配布
- ・ いじめの認知が「0」件であった学校について、その事実を児童生徒や保護者向けに 公表し、検証を仰ぐような取組の促進

## (3) 年次計画



- 平成34年度末の状況
- ・ 「本校は、いじめの認知に向けて積極的に取り組んでいる」という設問に対し、児童生 徒や保護者、地域住民が「とてもそう思う」又は「そう思う」と回答する学校の割合
  - ..100%

## 2 いじめの未然防止 - 児童生徒理解と教育活動全体における取組の充実-

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

- ・ いじめの未然防止に向けた取組については、道の基本方針に、「道は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、『特別の教科道徳』をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実すること」が示されている。
- ・ H29アンケートでは、いじめの未然防止に向けた取組を実施していると回答した学校 の割合は、次のとおりとなっている。

いじめの未然防止に向けた取組	小学校	中学校	高校
人間関係を形成する力を育成するための取組を 実施している	97.2%	68.9%	94.9%
道徳教育の充実を図る取組を実施している	84.6%	74.8%	50.8%
児童生徒が自らいじめの防止等に取り組む活動 を実施している	90.2%	85.9%	61.0%

#### 【課題】

○ 平成30年度全国学力・学習状況調査では、道内において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し、「当てはまる」と回答した割合は、次の数値にとどまっている。

│ 小学校6年生 │ 85.9% │ 中学校3年生 │ 80.7	小学校6年生	85.9%	中学校3年牛	80.7%
----------------------------------	--------	-------	--------	-------

○ 道教委調査(平成30年5月報告)では、「学校いじめ未然防止プログラム」を作成していると回答した学校の割合は、次の数値にとどまっている。

小学校 84.9%	中学校	88.8%	高校	59.1%
-----------	-----	-------	----	-------

- 抽出ヒアリングにおいても、「学校いじめ未然防止プログラム」が作成されていなかったり、作成されていても、学級(ホームルーム)活動において、児童生徒の話し合いによる合意形成などの取組が十分に示されていない状況が見受けられた。
- 各学校においては、いじめの防止に向けた取組が一定程度行われているものの、道教委調査(平成29年11月報告)では、「児童生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の適応感などを把握するための調査を実施している」と回答した学校の割合は、次の数値にとどまっており、生徒理解に向けた取組が十分とは言えない状況にある。

小学校	71.5%	中学校	80.0%	高 校	82.2%
-----	-------	-----	-------	-----	-------

- こうしたことから、各学校において、児童生徒の実態を正確に把握し、児童生徒理解に 努めるとともに、各教科や特別活動等、教育活動全体を通して、いじめの未然防止に向け た計画的な取組が行われるよう、学校のいじめ防止基本方針と関連付けながら教育課程の 編成・実施・改善を行う必要がある。
- さらに、いじめ問題審議会が作成した「いじめの重大事態調査報告書」では、部活動内における人間関係がいじめの背景にあったと指摘されたことから、部活動の運営や指導の在り方を見直す必要がある。

### (2) 具体的取組内容

### 生徒理解の充実に向けた取組

・ 児童生徒の理解の充実を図るため、道教委と北海道医療大学が共同で開発した、児童 生徒のコミュニケーションスキルを測定する「子ども理解支援ツール『ほっと』」の更 新及び積極的な活用の促進

(「道の基本方針 | 31 p)

#### 学校全体(組織)の取組

- ・ 児童生徒や地域の実態を把握するとともに、児童生徒の豊かな心の涵養に向けた各教 科・科目、特別活動、総合的な学習の時間及び道徳などの指導との関連を図った教育課 程の編成・実施の促進
- ・ 道教委が作成した「いじめ未然防止モデルプログラム」の改善、充実や、いじめの未 然防止に向けた効果的な学校行事や体験活動を取り入れた、各学校における特色ある「学 校いじめ防止プログラム」の作成、見直しの促進

(「道の基本方針」15p)

#### 教科・特別活動等における取組

- ・ いじめに向かわない態度・能力の育成に向けて、各教科・科目、特別活動等の特質に 応じて、生徒指導と関連付けた授業を実践するための年間指導計画の作成・見直しの促進
- ・ 児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高める取組や、いじめを自分のこととして捉え、 考え、議論する取組の促進

(「道の基本方針」14p)

#### 児童・生徒会における取組

- ・ 道教委が主催する「どさんこ☆子ども全道サミット」における、いじめの防止等に向 けて主体的に取り組むリーダーとなる児童生徒の育成
  - (「道の基本方針」14p)
- ・ 国が主催する「全国子どもサミット」と連動した「仲良しコミュニケーション活動奨 励事業」の実施による児童生徒の意見を取り入れた各学校の取組の活性化の促進

#### 部活動における取組

- ・ いじめの重大事態調査報告書の指摘を踏まえ、道教委が発出した通知\*や、「北海道の 部活動の在り方に関する方針」を踏まえた、各学校における生徒指導の視点に立った部 活動の運営に向けた取組等の促進
  - (※ 平成30年4月13日付け、教生学第54号北海道教育庁学校教育局長通知 「いじめの未然の防止、早期発見・早期対応に向けた取組の一層の充実について」)

# (3)年次計画

	平成30年度	平成3	31年度	平成32年度	平成3	3年度	平成34年度
2 いじめの未然防止							
生徒理解の充実に向けた取組	子ども理解支 援ツール「ほっ と」の更新					取組の促進	
学校全体 (組織) の取組		各種研修会等における教 育課程の改善に向けた指 導助言 豊かな心の涵養に向け 科目や特別活動等の打 図った教育課程の編成					
子代主体(和田郎)の取利	道教委が作成した「いじめ未然防止 モデルプログラム」の改善・充実		特色ある「学校いし プログラム」の作成 しの促進		・見直 いじめの未然防止に向けた効果的な教科授業や校行事、体験活動を全治		
教科・特別活動等における取組	各教科・科目、特別活動等の特質に応じて、生 徒指導と関連付けた授業の実践に向けた年間 指導計画の作成・見直しの促進				9 る収組の美胞		
	児童生徒の自己 を のこととして捉え、	月用感や自 考え、議論	己肯定感	を高める取組やいじぬ の促進	かを自分		
児童・生徒会における取組	「どさんこ☆子ども全道サミット」において、いじめの防止等に向けた主体的な取組のリーダーとなる 児童生徒の育成					1のリーダーとなる	
				国子どもサミット」と連 はる児童生徒の意見?			
部活動における取組				・踏まえ道教委が発出 ・の視点に立った部活			

# (4)目標指標

### ○ 平成34年度末の状況

- ・ 児童生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の適応感などを把握するため の調査を実施している学校の割合
  - . . 100%
- ・ 「いじめはどんな理由があっても許されないと思う」という設問に対し、「当てはまる」 と回答する児童生徒の割合
  - ..100%

# 3 いじめの早期発見 - 日常的な見守りの充実と相談しようとする態度の育成 -

#### (1) 現状と課題

#### 【現状】

- ・ 各学校では、いじめを早期に発見するため、児童生徒を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてのアンケート調査の年間複数回の実施や、アンケート調査後の関係児童生徒に対する個人面談の確実な実施などの取組を進めている。
- ・ 道教委では、児童生徒や保護者から24時間体制で電話やメールの相談を受け付ける「子 ども相談支援センター」を設置するとともに、各教育局に教育相談電話を設置している。
- ・ スクールカウンセラーの通年配置については、年々増加しているが、配置率は全体の 45.6%にとどまっている。

<スクールカウンセラー配置校数(札幌市を除く公立学校)>

- ・ H29アンケートにおいて、児童生徒や保護者に対し、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な周知を行っている」と回答した市町村教育委員会の割合は、57.4%にとどまっている。
- ・ 嫌な思いをした時に「誰にも相談しない」と回答した道内の児童生徒の割合は、全国の 平均より高い数値となっている。

<嫌な思いをした時に「誰にも相談しない」と回答した割合>

	小学校	中学校	高 校
北海道	9.5%	13.7%	15.9%
全 国	5.5%	6.6%	10.8%

※北海道:道教委独自調査(平成30年6月報告)より(ただし、小学生は2~6年生対象)

全 国:平成29年度問題行動等調査より

### 【課題】

○ 各学校において、いじめの早期発見に向けて一定程度取り組んでいるものの、平成29年度問題行動等調査によると、道内では、アンケート調査によるいじめの発見の割合が72.3%と最も高く、教員がいじめを発見する割合は、全国の平均の数値を下回っている。

	学級担任が発見	学級担任以外の 教職員が発見	養護教諭が発見
北海道 6.2%		0.6%	0.2%
全 国	11.1%	2.3%	0.4%

- 平成29年度に実施したスクールカウンセラーの満足度等に関するアンケートにおいて、「スクールカウンセラーのことがわからない」、「スクールカウンセラーがいることを知らない」と回答した児童生徒がいるなど、スクールカウンセラーの役割等の周知や積極的な活用等が進んでいない。
- 抽出ヒアリングにおいては、スクールカウンセラーの積極的な活用に向けた取組が十分 ではない状況も見受けられた。
- こうしたことから、いじめを早期に発見し、適切に対応するため、教職員の日常の観察 や教育相談の充実を図ることはもとより、多様な相談窓口についての検討や、スクールカ ウンセラー、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用した校内の相談体制を確立する とともに、自ら周囲に援助を求めることの重要性について、児童生徒の理解を深め、「進 んで相談しよう」とする態度を育成する必要がある。

## (2) 具体的取組内容

### 日常的な見守りの充実

・ いじめのサインとして注意すべき児童生徒の行動や態度をまとめた「いじめの早期発見のためのチェックリスト(例)」の提供と活用の促進(「道の基本方針 | 28 p)

### 教育相談体制の充実

児童生徒、保護者に対しスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割 や活動などを周知する取組の促進

(「道の基本方針」17p)

・ 教職員の教育相談のスキル向上やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用の充実を図るためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校内研修への講師としての派遣

(「道の基本方針」19 p)

・ 多様な相談窓口やスクールカウンセラーの積極的な活用等を図るためのスクールカウンセラースーパーバイザー制度の導入の検討

### 進んで相談しようとする態度の育成

・ 児童生徒等からの相談がきっかけでいじめを解消できた事例等をまとめた、援助希求 に関する啓発資料を作成・配布

(「道の基本方針」17p)

## (3)年次計画

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
3 いじめの早期発見					
日常的な見守りの充実	いじめの早期 発見のための チェックリストの 作成・配布				取組の促進
教育相談体制の充実	スクールカウンセラーやス クールソーシャルワーカー の役割や活動などを周知 スクールソーシャルワーカー の積極的な活用の促進 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校 内研修会の講師としての派遣			教育相談体制の3の実践交流	<b>で実に向けた取組</b>
		スクールカウンセ <sup>・</sup> ザー制度の導入の		スーパーバイザー るスクールカウン・ 進	
	多様な相談窓口についての検討等				
進んで相談しようとする態度の 育成		援助希求に関する資料の作成・配布	援助希求に関する資料の活用の促進	援助希求に関するの把握及び効果を	
			<u> </u>		·

- 平成34年度末の状況
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等やいじめに関する相談窓 口等に関する周知等を行った市町村の割合
  - · · 100%
- ・ いじめの解消につながった事例等をまとめた啓発資料の活用割合
  - • 100%

# 4 いじめの対応 - 対処マニュアルの作成と外部人材の活用への支援-

## (1) 現状と課題

#### 【現状】

- ・ いじめの重大事態調査報告書において、「当該学校は、いじめの認知後、すぐに『学校いじめ対策組織』としての情報収集と共有、指導・支援体制の整備等を行わず、管理職と一部の教員のみによる指導を行っており、学校全体での組織的な対応や外部の視点を取り入れた支援体制が行えなかった点で課題がある」との指摘があった。
- ・ H29アンケートにおいて、「予め、いじめの対処においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を周知していると回答した市町村教育委員会の割合」は、63.8%にとどまっている。
- ・ 平成29年度問題行動等調査において、道内の「いじめを認知した時点において、いじめられた児童生徒が、スクールカウンセラー等の相談員に相談した」と回答した割合は、 全国の平均の数値を0.8ポイント下回っている。

くいじめられた児童生徒が、スクールカウンセラー等に相談したと回答した割合>

北海道		1.2%		
全	国	2.0%		

※ 北海道は、公立の小・中・高・特別支援学校 全国は、国公私立小・中・高・特別支援学校

・ いじめ等の対応に当たって、外部専門家チームを活用した事例は、年間数件にとどまっている。

#### 【課題】

- 抽出ヒアリングにおいても、教員が知り得たいじめに関する情報について、学校内での報告ルートが統一されていなかったり、報告すべき内容が定まっていなかったりする状況が見受けられた。
- 外部人材の活用については、北海道の広域性等によりスクールカウンセラーやスクール ソーシャルワーカー等の人材の確保が難しい現状がある。
- こうしたことから、「複数の目」や「外部の目」という2つの視点に立って、各学校における校内組織や相談体制の一層の充実を促すとともに、地域の実態に応じた効果的な外部人材の活用の在り方について調査研究を行う必要がある。

### (2) 具体的取組内容

#### 組織的な対応

・ 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための中核的な組織である 「学校いじめ対策組織」の役割について、教職員、児童生徒及び保護者の理解を深める ための取組の促進

(「道の基本方針」30p)

・ いじめの認知から解消までの組織的な対応の流れや、適切な事案対処のための取組、 対応の記録方法などをまとめた資料を配付し、説明を行うなど、各学校における「対処 マニュアル」の作成、見直しの促進

(「道の基本方針 | 28 p)

・ 特別な配慮が必要な児童生徒に対する対応や教職員がいじめを助長しないための留意 事項などを含めたいじめの適切な対応について、スクールカウンセラーやスクールソー シャルワーカーを講師とした校内研修の実施及び「被害児童生徒」や「加害児童生徒」 に対する相談体制の充実に向けた取組の促進

(「道の基本方針」20 p)

・ コミュニティ・スクール(学校運営協議会)における取組などにより、各学校と家庭、 地域等が連携・協働し子供たちを見守る体制づくりの促進 (「道の基本方針」18 p)

### 外部人材の活用

・ 外部専門家チームの活用に向けた資料を作成し、配布するなど、各学校における積極 的な活用の促進

(「道の基本方針」20p)

- ・ 医療や福祉、法律等に携わる又はその経験を有する地域の専門家に対する、外部専門 家チームの役割や活動内容の説明、学校への支援方法についての助言などを行う「外部 専門家スーパーバイザー(仮称)」の養成
- ・ 「外部専門家スーパーバイザー(仮称)」を中心とした学校と地域の専門家や地域の 専門家同士の連携体制の構築による地域の人材の有効活用に向けた取組の促進
- ・ 外部人材の効果的な活用の調査・研究を行う指定事業の計画、実施、成果の検証及び 普及

## (3) 年次計画

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度		
役割について、教 童生徒及び保護者	職員、児 いじ fの理解 のた	めの取組などをまとめた	と資料の配布、説明を			
		被害及び加害児育相談の充実に	童生徒に対する教 向けた実践交流			
コミュニティ・スクールなどにより学校と家庭、地域等が連携・協働し子供たちを見守る体制づくりの 促進						
		「外部専門家スーパーバイザー(仮称)」の養成による外部人材の拡充				
				指定事業の成 果の検証及び 普及		
	役割について、教達を定案のので、教養を定案のので、教養を定案のので、教養を定案のので、教養を定案のので、というでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本の	童生徒及び保護者の理解を深めるための取組の促進  スクールカウンセラーやスクールソー内研修会の講師としての派遣  コミュニティ・スクールなどにより学校促進  外部専門家チームの活用に向けたるなど、各学校における積極的な活例の対象を行る情極的な活研究・調査を行う指定事業の計画の	役割について、教職員、児童生徒及び保護者の理解を深めるための取組の促進 コミュニティ・スクールなどにより学校と家庭、地域等が連携促進 外部専門家チームの活用に向けた資料を作成、配布するなど、各学校における積極的な活用の促進 外部人材の効果的な活用に関する 研究・調査を行う指定事業の計画の 部人材の効果的 新人材の効果的 新人材の効果的 新人材の効果的 新人材の効果的 新人材の効果的 新人材の効果的 新人材の効果的	役割について、教職員、児 童生徒及び保護者の理解 を深めるための取組の促進  スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校 内研修会の講師としての派遣  コミュニティ・スクールなどにより学校と家庭、地域等が連携・協働し子供たちを見 促進  外部専門家チームの活用に向けた資料を作成、配布するなど、各学校における積極的な活用の促進  外部人材の効果的な活用に関する 研究・調査を行う指定事業の計画の  いじめの認知から解消までの組織的な対応の流・のための取組などをまとめた資料の配布、説明を 本書及び加害児 育相談の充実に関する がまり、協働し子供たちを見 「外部専門家スー 称)」の養成による外 部人材の効果的な研究・調査の実		

- 平成34年度末の状況
- ・ 認知したいじめの事案に対し、組織的に対応した割合
  - · · 100%
- ・ スクールカウンセラーなどの外部人材の具体的な活用が明記されている対応マニュアル が作成されている学校の割合
  - ..100%
- ・ 外部人材が参画したいじめに関する会議を年1回以上実施している学校の割合
  - · · 100%

## 5 いじめの重大事態への対応 - 再発防止のための取組充実と適切な支援 -

## (1) 現状と課題

#### 【現状】

- ・ 学校の設置者又はその設置する学校は、法や条例に基づき、いじめによる重大事態が発生した場合については、「同様の事態の発生の防止に資するため」当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。
- ・ 道立学校において、いじめによる重大事態が発生した場合については、条例に基づき、「北海道いじめ問題審議会」が調査を行うこととされており、道教委では、これまで3件の重大事態の調査結果を知事に報告している。(平成30年11月現在)
- ・ 調査は、法や条例、道の基本方針に従い、ガイドラインに沿って行うこととなり、調査を行う組織については、「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること」(ガイドラインより)とされている。
- ・ 平成29年度問題行動等調査では、道内の市町村教育委員会において、条例で「重大事態の調査」を行うための機関を設置している割合は、全国の平均の数値を10.4ポイント下回っている。

〈条例で「重大事態の調査」を行うための機関を設置している市町村教育委員会の割合〉

北海道		51.4%
全	田	61.8%

#### 【課題】

- いじめの重大事態調査報告書において、「報告書で指摘した提言に係る具体的な検証」 を通して、再発防止に取り組むよう提言されている。
- 知事の附属機関である「いじめ調査委員会」から、いじめの重大事態の調査に当たって 道教委と第三者機関との役割分担を明確化し、調査の公平性・中立性の確保を図ることが 求められている。
- いじめの重大事態が発生した場合については、迅速、かつ適切な調査を行う必要があり、 市町村における重大事態の調査を行う常設の組織の設置率が、全国の平均と比べても低い ことから、未設置市町村に対し、組織の設置を強く働きかける取組等が必要である。

### (2) 具体的取組内容

#### 再発防止のための取組の充実

- ・ いじめの重大事態調査報告書に示された再発防止のための提言に係る取組状況について、「北海道いじめ問題審議会」への定期的な報告及び審議会における評価
- ・ いじめによる重大事態が発生した学校における再発防止に向けて、定期的な当該学校 への訪問及び学校の取組に対する指導助言の実施
- ・ 当該学校以外の学校における再発防止のために、過去のいじめの重大事態の調査報告 を踏まえた校内研修の実施

### 適切な調査の実施と支援

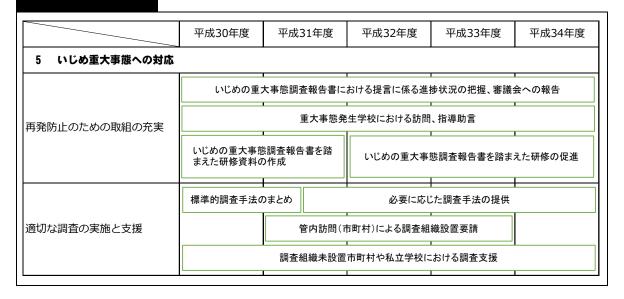
・ いじめの重大事態の調査について、ガイドラインに沿った調査を行う際の手順、役割 分担及び留意事項等をとりまとめた「標準的調査手法」の作成

また、必要に応じ、市町村教育委員会に対する「標準的調査手法」を踏まえた情報の提供

(「道の基本方針」39p)

- ・ 市町村における常設の調査組織の設置を促すため、未設置市町村を巡回して、組織の 必要性についての説明を実施
- ・ 未設置市町村において、いじめの重大事態が発生した場合については、必要に応じて 調査実施前に職員を派遣するとともに、私立学校を含め、当面必要な対応や調査などに ついて助言を行うなどの支援を実施 (「道の基本方針」39p)

### (3) 年次計画



- 平成34年度末の状況
- 市町村におけるいじめの重大事態の調査組織の設置割合
  - ..100%

## 6 その他必要ないじめの防止等対策-地方いじめ防止基本方針策定率の向上-

## (1) 現状と課題

#### 【現状】

- ・ 法第12条においては、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。」とされている。
- ・ 国の基本方針においては、「地方いじめ防止基本方針は、国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものであって、」「特段の理由がある場合を除き、策定することが望ましい」とされている。
- ・ 平成29年度問題行動等調査の結果によると、道内の「地方いじめ防止基本方針」の策定率は、全国の平均の数値を18.1ポイント下回っている。

<地方いじめ防止基本方針を策定している市町村の割合>

北海道		72.1%
全	国	90.2%

#### 【課題】

○ H30アンケート調査の結果においては、地方いじめ防止基本方針未策定の市町村のうち、約70%の市町村が「策定に当たっての留意事項やポイントをまとめた資料が必要」、「策定の参考とするために、他市町村の基本方針をまとめた資料が必要」と回答しており、また約20%の市町村が「策定に当たって、道から積極的な指導・助言が必要」と回答していることから、道教委として、道内全ての市町村において地方いじめ防止基本方針を策定されるよう積極的な指導助言が必要である。

## (2) 具体的取組内容

※ 平成32年度までに次の取組を行う。

#### 未策定市町村に対する必要な支援

- ・ 策定に当たっての留意事項やポイントをまとめた資料、他市町村の基本方針をまとめ た資料を作成し、未策定市町村に提供
- ・ 未策定市町村に対し、実効性の伴う基本方針となるよう策定に向けた積極的な指導・ 助言の実施

(「道の基本方針」9p)

# (3)年次計画

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
6 その他必要ないじめの防止等対策					
未策定市町村に対する必要な支援	資料の作り	地方いじめ防止基本方針策 定に当たっての留意事項等 資料の作成・配付 未策定市町村に対する策定に向けた指導助言			
	71,771	TO THE STATE OF TH	7721147971		

- 平成32年度末の状況
  - ・ 市町村における地方いじめ防止基本方針の策定率
    - ..100%

# 「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」【年次計画】

平成30年度						
1 73%30十段	平成31年度	平成32年度	平成3	3年度	平成34年度	目標指標 (平成34年度末の状況)
					〇「本校は、いじめ	
入学式や各年度の開始時に、学		校いじめ防止基本方	針の共通理	里解を図る!	取組の促進	の認知に向けて積 極的に取り組んでい る」という設問に対し、
啓発事業の重点期間の検討		啓発事業の重	啓発事業の重点期間の設定・啓発事業の実施			児童生徒や保護者、 地域住民が「とても
		D認知に向けた実践交 -	流(研修)	の促進	研修の評価	そう思う」又は「そう 思う」と回答する割 合・・100%
止						
子ども理解支援ツール「ほっと」の積極的な活用を促す取組の促進と」の更新						
各種研修会等にお 育課程の改善に向 導助言		特別活動等の指導と関	関連を			
道教委が作成したモデルプログラム	「いじめ未然防止  の改善・充実		・見直 いじめの未然防止に向け た効果的な教科授業や学 校行事、体験活動を全道			〇児童生徒の人間 関係やコミュニケー ション能力、学校生 活の適力、感などを 把握するための調
	徒指導と関連付け	けた授業の実践に向け		10867		査を実施している 学校の割合・・ 100% ○「いじめはどんな 理由があっても許さ れないと思う」という
児童生徒の自己存 のこととして捉え、	走の自己有用感や自己肯定感を高める取組やいじめを自分 して捉え、考え、議論する取組の促進					れないと思う」という 設問に対し、「当て はまる」と回答する 児童生徒の割合・・ 100%
「どさんこ☆子ども全道サミット」において、いじめの防止等に向けた主体的な取組のリーダーとなる 児童生徒の育成						
国の主催する「全国子どもサミット」と連動した「仲良しコミュニケーション活動奨励事業」の実施による児童生徒の意見を取り入れた各学校の取組の活性化の促進						
いじめの重大事態調査報告書の指摘を踏まえ道教委が発出した通知や、「北海道の部活動の在り 方に関する方針」を踏まえた、生徒指導の視点に立った部活動の運営に向けた取組の促進						
見						
いじめの早期 発見のための チェックリストの 作成・配布	いじめの早期発見のためのチェックリストの活用を促す取組の促進					
クールソーシャルワ	フーカー   クール`	ノーシャルワーカー			<b>ε</b> 実に向けた取組	〇スクールカウンセ ラーやスクールソー シャルワーカーの 役割等やいじめに 関する相談窓口に
	2ラーやスクールソーシャルワーカーの校				関する相談窓口に 関する周知等を 行った市町村の割 合・100%	
			スーパ- るスク- 進	ーバイザー -ルカウンt	制度の導入によ zラーの活用の促	Oいじめの解消に つながった事例等 をまとめた啓発資 料の活用割合・・ 100%
	多様な相談窓口についての検討等					
	援助希求に関 する資料の作 成・配布	援助希求に関する資料の活用の促進				
	の	の実施(教員・保護者) の作成 (大学式や各年度の開始時に、学 (	の実施(教員・保護者) の作成など取組の実施  入学式や各年度の開始時に、学校いじめ防止基本方  啓発事業の重点期間の検討 啓発事業の重  研修の準備 いじめの認知に向けた実践交  アンケート結果の検証に 資する資料の作成・配布 はいじめ「の」件の学  提ツール「ほっと」の更新	の実施(教員・保護者) の作成など取組の実施  入学式や各年度の開始時に、学校いじめ防止基本方針の共通理  啓発事業の重点期間の検討	の実施(教員・保護者) の作成など取組の実施  入学式や各年度の開始時に、学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る  啓発事業の重点期間の検討  密発事業の重点期間の設定・啓発  研修の準備  いじめの認知に向けた実践交流(研修)の促進  アンケート結果の検証に 責する資料の作成・配布  1と  子ども理解支援ツール「ほっと」の積極的な活用を促す と」の更新  そ種研修会等における教育課程の改善に向けた指 関わた教育課程の改善に向けた指 関わた教育課程の報告に向けた。各教科・科目や特別活動等の指導と関連を モデルプログラム」の改善・光実  名教科・科目、特別活動等の持環に応じて、生徒指導と関連付けた授業の実践に向けた年間 指導計画の作成・見直しの促進  児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高める取組やいじめを自分 のこととして捉え、考え、議論する取組の促進  児童生徒の育成  国の主催する「全国子どもサミット」と運動した「仲良しコミニニ促進  いじめの重大事態調査報告書の指摘を踏まえ道教委が発出した通知や、「北海政界事に関する方針」を踏まえた、生徒指導の視点に立った部活動の運営に向けた事力に関する方針と踏まえた、生徒指導の視点に立った部活動の運営に向けた事力に関する方針と踏まえた、生徒指導の視点に立った部活動の運営に向けた事力に関する方針と踏まえた、生徒指導の視点に立った部活動の運営に向けた取る方に関する方針と踏まえた、生徒指導の視点に立った部活動の運営に向けた取る方に関する方針と踏まえた、生徒指導の視点に立った部活動の運営に向けた取る方に関する方針と踏まえた。スクールカウンセラーマスクールプーカーの積極的な活用の促進 スクールカウンセラーやスクールプーンマルプーカーの機種的な活用の促進 スクールカウンセラーやスクールプーンマールフーカーの機種のな活用の促進 スクールカウンセラースア・バーバイザー制度の導入の検討  「提助希求に関する資料の作」を確認を定しての派遣 スクールカウンセラースア・バーバイザー制度の導入の検討等  「提助希求に関するスタールカウンセラースア・バーバイザー制度の導入の検討等	の実施(教員・保護者)  八学式や各年度の開始時に、学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る取組の促進  密発事業の重点期間の検討  「密発事業の重点期間の検討  「アンケート結果の検証に 資する資料の作成・配布  「いじめ「ひ」件の学校の公表促進  「アンケート結果の検証に 資する資料の作成・配布  「いじめ「ひ」件の学校の公表促進  「アンケート結果の検証に 資する資料の作成・配布  「いじめ「ひ」件の学校の公表促進  「アンケート結果の検証に 資する資料の作成・配布  「中かいいの洒業に向けた。条数計  「特色から「学校いじめ防止 」 「カードルート指  「神色や特別活動での促進  「おりでは、しいめの未然防止 「ログラム」のでは、見直 しいしめ、未然防止 「ログラム」のでは、見直 しいしめ、未然防止 「ログラム」のでは、見直 しいしめ、未然防止 「ログラム」のでは、見直 しいしめ、未然防止に向けた。単常に応じて、生 使指導と関連では、見度 しの促進  「特色から「学校いじめ防止 」 「おりになるの実施」 「特色から「学校いじめ防止 」 「おりになるの、実施の企業をできる。 「特色から「学校いじめ防止 」 「おりになる」 「特色から「学校いじめ防止 」 「いじめの素が助止に向けた。別値の促進  「特色が同じないて、生 使用が上に対して、現底していて、生 使用が上に向けた。関連をはの自己・有用感や自己・有定感を高める取組やいじめを自分 のこととして従え、考え、議論する取組の促進  「どさん」・インとも全道サミット」において、いじめの防止等に向けた主体的な取組のリーケーとなる 児童生徒の自己 の主催する「全国サンド」において、いじめの防止等に向けた主体的な取組のリーケーとなる 児童生徒の自成  「となん」・インとも全道サミット」において、いじめの関連を表してのよる学校の財産の活動の運営に向けた取組の促進  「いじめの単期発見のためのチェックリストの活用を促す取組の促進  「大きのよりによった。配向 の実践交流 スクールカウンセラー・マスクールリー・シャルワーカーの投制や活動の連営に向けた取組の実践交流 スクールカウンセラー・マスクールリー・シャルワーカーの投制や活動の達営に向けた取組の実践交流 スクールカウンセラー・マスクールリー・シャルワーカーの投制や活動の運営に向けた取組の実践交流 スクールカウンセラー・マスクールリー・シャルワーカーの投稿を会の講師としての派遣 スクールカウンセラー・マスクールリー・シャルワーカーの投稿を会談が高に関する資料の活用が決定する資料の作用が対力を対すの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表

## 「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」【年次計画】

